

# 防府市多子軽減措置に伴う償還払いによる障害児通所給付費支給要綱

平成26年7月1日制定

## (趣旨)

第1条 この要綱は、障害児通所支援を利用している児童の保護者と同一世帯に属する2人以上の乳幼児が幼稚園等に通い、または障害児通所支援を利用する場合に、当該世帯の経済的負担を軽減するための措置（以下「多子軽減措置」という。）により軽減される額を償還払いの方法により障害児通所給付費として支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 障害児通所支援　児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）  
第6条の2に規定する支援をいう。
- (2) 保護者　法第6条の2第8項に規定する通所給付決定保護者をいう。
- (3) 乳幼児　法第4条第1項第1号に規定する乳児または同項第2号に規定する幼児をいう。
- (4) 幼稚園等　学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、特別支援学校の幼稚部、法第39条第1項に規定する保育所、法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第7条第1項に規定する認定こども園をいう。
- (5) 障害児通所給付費　法第21条の5の2に規定する給付費をいう。
- (6) 指定通所支援　法第21条の5の3に規定する障害児通所支援をいう。

## (対象となる支援)

第3条 この要綱において、多子軽減措置の対象となる支援は、障害児通所支援のうち、児童発達支援、医療型児童発達支援及び保育所等訪問支援とする。

## (償還額の算定)

第4条 この要綱の規程により償還される障害児通所給付費は、次の表1に掲げる金額の合算額（当該合算額が表2の区分ごとに掲げる額を超える場合は表2の区分に応じた額）と実際に事業所へ支払った額との差額とする。

表 1

対象	多子軽減措置の内容
(1) 幼稚園等に通い、または障害児通所支援を利用する乳幼児（該当者が2人以上ある場合は、年長者）	同一の月に受けた指定通所支援に係る法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額の100分の10に相当する額
(2) 幼稚園等に通い、または障害児通所支援を利用する乳幼児のうち、(1)に掲げる乳幼児以外のもの（該当者が2人以上ある場合は、年長者）	同一の月に受けた指定通所支援に係る法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額の100分の5に相当する額
(3) 上記以外の者	0円

表 2

生活保護世帯・市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯 (所得割28万円未満)	4,600円
市民税課税世帯 (所得割28万円以上)	37,200円

2 前項の給付費を算定する際に、軽減後の保護者の負担する月額利用者負担金の額に1円未満の端数が生じた場合には、その額を切り捨てるものとする。  
(支給申請)

第5条 多子軽減の対象となる児童が同一の世帯にいる保護者が、償還を受けようとするときは、多子軽減に伴う障害児通所給付費支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 幼稚園等の通園（通所）証明書（様式第2号）
- (2) 利用者負担額の支払を証する書類（領収書等）  
(支給決定等)

第6条 市長は、保護者から前条の申請があったときは、その内容について審査の上、給付費支給の可否について決定し、多子軽減に係る障害児通所給付費支給（不支給）決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により申請した保護者に通知するとともに、支給すべきときは決定した給付

費の償還額を速やかに口座振替の方法により保護者に支払うものとする。

(給付費の返還)

第7条 市長は、前条に規定する給付費の償還を受けた保護者が、偽りその他不正な手段により給付費の償還を受けたときは、支給した給付費の全部または一部の返還を求めることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年4月に提供された障害児通所支援から適用する。